

3 関経第 984 号  
令和 3 年 12 月 24 日

千葉県知事 殿

関東農政局長

新規就農者確保緊急対策実施要綱の制定について

このことについて、令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号をもって農林水産事務次官から別添のとおり依命通知があったので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施につき、特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県管内各市町村及び関係団体には、貴職から通知願います。

## 新規就農者確保緊急対策実施要綱の制定について

### I. 新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）

#### 1. 制度の概要

農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保が喫緊の課題となっている。

新規就農への関心が高まっている中で、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農準備を支援する資金の交付、雇用就農を促進するための農業法人等での実践研修、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、就農に関する情報発信の強化の取組への支援により、新規就農者を緊急的に育成・確保する。

#### 2. 事業の内容等

##### (1) 事業の内容

###### ①新規就農促進研修支援事業

就農に向けて、都道府県等が就農に有効と認める研修を実施する道府県の農業大学校等の農業研修者育成教育機関、先進農家、先進農業法人等において研修を受ける者に対して資金を交付する事業

###### ②雇用就農者実践研修支援事業

農業法人等が新規就農者を雇用して実施する就農後の実践研修等に必要となる費用の助成を行う事業

###### ③農業教育環境整備事業

農業大学校、農業高校などの農業教育機関において、農業を学ぶための実践的で高度な研修を実施するために必要となる費用を支援する事業

###### ④就農情報発信等強化支援事業

ア 職業としての農業の魅力を伝えることで、若者の就農意欲を喚起する取組を支援する事業

イ 就農等に関する情報の一元化、情報発信の強化等を支援する事業

ウ 農業を身近に感じてもらえるように、気軽に農作業を行うことができる農業体験拠点を整備する費用を支援する事業

##### (2) 事業実施主体

① 全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、青年農業者等育成センター、市町村

② 全国農業委員会ネットワーク機構

③ 都道府県、市町村、民間団体等

④ア、ウ 公募選定団体

イ 全国農業委員会ネットワーク機構

##### (3) 補助率

- ①、②、④ア、④イ : 定額  
③、④ウ : 1/2 以内